

「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」の概要

ASBJ 専門研究員 かすが けいた
春日 敬太

1. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、2021 年 12 月 9 日に「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」（以下「本修正」という。）を公表した。本稿では、本修正における内容の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

2. 経緯

多くの保険企業は、IFRS 第 9 号「金融商品」の一時的な免除¹を利用して、IFRS 第 9 号と IFRS 第 17 号「保険契約」を 2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に同時に初めて適用

する。

しかし、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号は、経過措置が次のとおり異なっている。

- (1) IFRS 第 17 号は、適用開始日²の直前期³について IFRS 第 17 号を適用して比較情報を表示する（修正再表示する）ことを企業に要求している。
- (2) IFRS 第 9 号は、比較情報の修正再表示を認めているが、要求はしていない。また、IFRS 第 9 号は、適用開始日前に認識の中止が行われた項目についての比較情報の修正再表示を認めていない。

こうした経過措置の相違により、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に表示される比較情報において、IFRS 第 9 号について金融資産を修正再表示していない状況で重大な一過性の会計上のミスマッチが生じ、比較情報の有用性に重大な影響を与える可能性があるという情

1 IFRS 第 9 号は 2018 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から発効しているが、IFRS 第 17 号は 2023 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から発効する。IFRS 第 4 号「保険契約」（IFRS 第 17 号により廃止される。）は、活動が保険に支配的に関連している企業（保険企業）に対し IFRS 第 9 号の適用の一時的な免除を与えており、2023 年 1 月 1 日より前に開始する事業年度について IFRS 第 9 号ではなく IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を適用することを認めている。

2 IFRS 第 17 号 C2 項(a)は、IFRS 第 17 号の適用開始日は、企業が IFRS 第 17 号を最初に適用する事業年度の期首であると規定している。

3 IFRS 第 17 号 C2 項(b)は、IFRS 第 17 号への移行日は適用開始日の直前の事業年度の期首であると規定している。しかし、企業が IFRS 第 17 号 C25 項を適用するにあたり、それより古い期間について修正再表示した比較情報を自発的に表示する場合は、移行日は表示した最も古い修正再表示した比較対象期間の期首となるとしている。

報が複数の企業から寄せられた。

そこで、2021年7月に公表した公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」（以下「公開草案」という。）は、IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始時に表示される比較情報の有用性を改善できるようにするためのIFRS第17号の狭い範囲の修正として、企業が当該金融資産に後述する「分類上書き」（IFRS第9号の分類及び測定 of 要求事項が当該金融資産に適用されていたかのように比較情報を表示すること）を適用することを認めるという修正を提示した。IASBは修正案について46通のコメントレターを受け取り、公開草案に対するフィードバックを検討した後、2021年12月に「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」を公表した。

3. 本修正の概要

本修正における分類上書きは、「IFRS第17号とIFRS第9号を同時に初めて適用する企業」及び「IFRS第17号を適用する前にIFRS第9号を適用した企業」において利用可能である。

IFRS第17号とIFRS第9号を同時に初めて適用する企業

分類上書きの概要及び適用条件

IASBは、一定の要件の下、企業が分類上書

きを適用して比較情報を表示することを認めるようにIFRS第17号を修正した。分類上書きの適用は金融資産ごとに任意であり、適用する場合には分類上書きに関しての定性的情報⁴を開示しなければならないとしている。

分類上書きは、後述の要件を満たす金融資産の分類及び測定を、移行日現在で利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用して、IFRS第9号の適用開始時に当該金融資産の分類及び測定がどのようになるかという企業の予想に合わせ、IFRS第9号の分類及び測定 of 要求事項が当該金融資産に適用されていたかのように比較情報を表示することを企業に認める処理である（IFRS第9号のセクション5.5における減損の要求事項を適用することは要求されない⁵）。

分類上書きは、次の条件をすべて満たすときに適用可能である。

- (1) 企業は、IFRS第17号とIFRS第9号を同時に初めて適用する。
- (2) 比較情報は、IFRS第17号について修正再表示されている⁶。
- (3) 比較情報は、IFRS第9号について修正再表示されていない。

① IFRS第9号を適用して比較情報を修正再表示する企業については、比較対象期間に認識の中止を行った金融資産（すなわち、IFRS第9号が適用されない金融資産）に分類上書きを適用することができる。

② IFRS第9号を適用して比較情報を修正

4 財務諸表利用者が次のことを理解できるようにする定性的情報を開示する。

- (1) 分類上書きが適用された範囲（例えば、比較対象期間において認識の中止を行ったすべての金融資産に適用されたかどうか。）
- (2) IFRS第9号のセクション5.5における減損の要求事項が適用されたかどうか及びどの範囲に適用されたのか。

5 分類上書きを適用して決定した分類に基づいて、当該金融資産がIFRS第9号のセクション5.5における減損の要求事項の対象となるが企業が分類上書きを適用するにあたり当該要求事項を適用しない場合には、企業は過去の期間においてIAS第39号に従って減損に関して認識した金額を表示し続けなければならない。それ以外の場合には、そうした金額は戻入れをしなければならない。

6 本修正のC28E項(b)は、分類上書きはIFRS第17号への移行日とIFRS第17号の適用開始日との間の報告期間に係る比較情報にのみ適用すると規定している。

再表示しない企業については、比較対象期間においてあらゆる金融資産に分類上書きを適用することができる。

分類上書きの具体的な適用

(移行日(2022年1月1日⁷)における処理)

企業は、IFRS第9号の適用開始時に金融資産がどのように分類され測定されると企業が予想するのかを決定するために、移行日現在で利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用しなければならない(例えば、企業はIFRS第9号の適用開始に備えるために行った予備的な評価を使用するかもしれない)。

分類上書きの適用から生じる、金融資産の従前の帳簿価額と移行日現在の帳簿価額との差額は、移行日において期首の利益剰余金(又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目)に認識しなければならない。

(適用開始日(2023年1月1日⁷)における処理)

分類上書きはIFRS第9号の経過措置を修正しないことから、IFRS第9号の適用開始日において引き続き認識される金融資産にIFRS第9号の要求事項を適用することが要求される。よって、企業が移行日において決定した金融資産のIFRS第9号の適用時における予想される分類について、適用開始日において引き続き認識される金融資産の分類がIFRS第9号に従ったものであるかどうかを評価することが要求される。分類上書きを適用して決定した分類がIFRS第9号の適用開始日においてIFRS第9号の要求事項を満たしていない場合には、企業はその日において金融資産の分類を見直して、見直し後の分類を遡及適用することが要求さ

れる。

IFRS第17号を適用する前にIFRS第9号を適用した企業

IFRS第17号の移行日と適用開始日との間に認識の中止を行った金融資産について、企業は、比較情報を表示する目的上、IFRS第17号C29項⁸が当該資産に適用されていたかのように、分類上書きを適用することができる。そのような企業は、分類上書きが、当該金融資産がIFRS第17号の適用開始日にIFRS第17号C29項を適用してどのように指定されると企業が予想しているのかに基づくものとなるように、分類上書きの要求事項を適合させなければならない。

4. 公開草案からの変更点

公開草案に対するフィードバック等を踏まえ、次の点が公開草案から変更されている。

(1) 範囲

① 分類上書きを適用可能な金融資産の範囲

IASBは公開草案において、IFRS第17号の範囲に含まれる契約と関連しない活動に関して保有している金融資産には分類上書きを適用しないことを提案していた。しかし、IASBは、公開草案に対する次のフィードバック等を踏まえ、分類上書きの適用可能な範囲を保険以外の活動に関して保有している金融資産に拡大することの便益は、認知されているコストを上回るであろうと結論を下した。

(a) IFRS第17号とIFRS第9号を同時に初め

7 事業年度の末日が12月31日の企業で、IFRS第17号の適用開始日は2023年1月1日、移行日は2022年1月1日であると仮定している。

8 IFRS第17号の適用開始前の事業年度にIFRS第9号を適用した企業について、IFRS第17号の適用開始日における金融資産の再指定に関する取扱いを規定している。

て適用する企業が保険以外の活動に関して保有している金融資産に分類上書きを適用することを認めることで、適用開始時に表示される比較情報の有用性が改善される可能性がある。

- (b) 分類上書きをすべての金融資産に適用できることは、企業にとっての運用上の複雑性を大きく減少させることになり、より多くの金融資産が IFRS 第 9 号と整合的な方法で表示されることになる。

② 分類上書きを利用可能な企業の範囲

IASB は公開草案において、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に初めて適用する企業のみが分類上書きを適用できると提案していた。しかし、利害関係者から IASB は、IFRS 第 17 号を適用する前に IFRS 第 9 号を適用した企業は比較対象期間において認識の中止を行った金融資産に IFRS 第 17 号 C29 項を適用できないことから、重大性はより低いと同様の会計上のミスマッチが、これらの企業について生じる可能

性があるという情報を受けた。したがって、IASB は、分類上書きをこれらの企業が利用できるようにするが、比較対象期間において認識の中止を行った金融資産に関してのみとすることを決定した。

(2) 開示

IASB は公開草案において、企業が分類上書きを適用する場合は、その旨を開示しなければならないと提案していた。しかし、IASB は、公開草案に対するフィードバック等を踏まえ、分類上書きに関する定性的開示（脚注 4 参照）を要求することを決定した。

5. 今後の予定⁹

今後各法域でエンドースメント手続きが行われ、2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用開始となることが予定されている。

9 本稿執筆時点（2022 年 1 月末現在）の情報に基づく。